

保育内容「言葉」の教授内容に関する一考察

Study of Language Use in Early Childhood Education

鈴木 順子

Junko Suzuki

愛知東邦大学 教育学部

2018年から施行された幼稚園教育要領と保育所保育指針を踏まえ、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の見直しがあり、適用されている。筆者の授業科目である保育内容「言葉」に関しても現在に至るまでに幾度かの変更がされている。領域「言葉」に変更される以前は「言語」として小学校の教科のように考えられていた経緯があり、「言語の使い方を正しく導くこと」、その後の改訂においても「言語を正しく身に付けさせること」が強調されていたが、領域「言葉」に変更後は子どもの感覚を豊かにすることに重点がおかれた。2018年改訂の幼稚園教育要領と保育所保育指針の領域「言葉」の文言は、ほぼ同様に記載されており、幼児教育施設としての重要性が示されている。領域と関連する新たな「10の姿」や様々な内容の議論がされる中で、国が示した保育の内容、領域を一方的に教え込むことへの疑念もみられる。養成課程においては教授内容の基本的事項を踏まえながら、内容をより深く考察し、教授していく必要があると考えられる。本稿では領域「言葉」を中心に保育の内容や教授内容について改めて整理し、考察した。

I. はじめに

1. 本稿の目的

2017年3月には幼稚園教育要領と保育所保育指針が告示され、2018年度から施行されている。最初の要領・指針が刊行されてから、その間、社会的背景として少子化、都市化、核家族化等が進み、保育を取り巻く社会情勢や保育者養成をめぐる情勢も変化してきている。戦後、すぐ発刊された保育要領のまえがきには、「幼児期には幼児期特有の世界があり、かけがいのない生活内容がある。成人や年長の子どもにとっては適当な教育法であっても、それをそのまま幼児にあてはまることはできない場合が多い」^{註1)}と幼児期には児童期以降とは異なる教育方法があると提起している。幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂・改定により、幼児教育が重要視されている現代においても、大切な視点であると考えられる。また、保育を担う職員の資質・能力も大切となる。改定保育所保育指針の第5章職員の資質向上において、保育士の専門性の向上が新たに編成され、その重要性が強調されている。要領と指針の改訂・改定を踏まえ、今後の保育者に必要となる専門的知識及び技術をもつことができる保育者の養成に向けて、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の見直しが検討され適用されている。筆者の授業科目である保育の内容「言葉」に関しても幼

幼稚園教育要領や保育所保育指針、養成課程の改訂・改定、改正に伴い、保育の内容や教授内容に変更があるため、それら関連事項についても吟味し教授していく必要がある。

本稿では、保育の内容である領域「言葉」及び、新たに設けられた関連事項についても併せて整理し、内容について考察した。その方法として、改訂幼稚園教育要領・改定保育所保育指針、及び教職課程コアカリキュラムと保育士養成課程の教授内容とも照合しながら、改めて検討することを目的とした。

なお、本稿は幼稚園教育要領、保育所保育指針と養成課程に関する資料及び先行研究の論考を基に検討した。また通常、幼稚園教育要領については『改訂』、保育所保育指針については『改定』、とそれぞれに従っている。但し、幼稚園教育要領と保育所保育指針の共通事項としては『改訂』を用いることとする。

II. 保育内容における領域

1. 保育内容と領域の意味付け

保育内容における「保育」とは、「幼児を守り育てること」¹⁾「広義には保育所・幼稚園の乳幼児を対象とする集団施設保育と家庭の乳幼児を対象とする家庭保育の両方を含む概念として用いられている」²⁾、「幼児教育を含んだ概念として、『養護』と『教育』の二側面を有した概念として用いられるのが一般的である」³⁾とある。「内容」とは、「なにかみ。形や形式に対して、実際のことがら」⁴⁾と記されている。保育内容とは、「幼稚園や保育所における保育の目標を達成するために展開される生活のすべてであり、望ましい人間形成の媒体となるものといえる」⁵⁾とある。

また別の書において保育内容を簡潔に定義するならば、「保育目標を達成するための望ましい経験の総体」⁶⁾であり、人間形成を目指した保育所や幼稚園における生活の中で経験する内容といえる。その内容について、乳児（0歳児）は『保育所保育指針』および『教育・保育要領』に3つの視点として、1～2歳児および3歳以上児は、『幼稚園教育要領』および『保育所保育指針』『教育・保育要領』に5つの領域ごとに「ねらい及び内容」が記されている⁷⁾。

「領域」という用語は、1956年の幼稚園教育要領から使用されている。この時、幼稚園教育の目標を具体化して指導内容を導き出し「望ましい経験」として6領域（健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作）に分類した。そのために領域を小学校の教科のように考えて領域別指導計画を立てたり、領域別指導を行うという状況が生じた。1989年の幼稚園教育要領告示からは、各領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）に示している事項は幼児の生活を通し総合的な指導を行う際の視点であり、幼児のかかわる環境を構成する場合の視点であると記されている⁸⁾。

視点や領域とは、保育内容を具体的に示す際に使用する言葉であり、「保育の目標を達成するために子どもが園で活動するすべての経験や活動を、その内容の性格に沿って大きく分類したもの」⁹⁾である。

2. 「言葉の獲得に関する領域」の意味と位置づけ

言葉の獲得に関する領域の名称を「言語」ではなく、「言葉」としたのであろうか。

「言語」は文化遺産としての言語体系をいかに幼児に伝えるかにウエイトが置かれがちであった。保育者が用意した教材をいかに与えるか、しかも正しく身につけるにはどうすればよいかという面が強調されがちであった。あいさつ、話し合い、発表、絵本の読み聞かせ等、形式的な指導に終わりがちになりかねなかったため、子ども自身の活動の中から生きた「ことば」を育てたいという考えがあった。また、幼児はこの時期に自らの努力によってことばを獲

得しているということが明らかになり、幼児が日常生活の中で自分の思いや考えをことばを使って表し、獲得する姿をしっかりと把握して、その発達を援助していくことが大切であるとし、「言葉の獲得に関する領域」としたのである¹⁰⁾。幼稚園教育要領の第2章ねらい及び内容・言葉においては「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う」と記し、この領域の性格や意味を示している。

保育用語辞典において、言葉は「幼児自らが獲得していくものであって、幼児の体験とは関係なくことばを教え込んだり、語いを増やすことに力を入れたり、正確な話し方を要求するのではなく、幼児が深く実感したことや、心を動かされたこと、伝えたいと思うことなどを自分なりの思いをもって伝え合う喜びを味わうことなどが重要とされている。文字については、系統的な一斉指導を行わず、個々の幼児の興味や関心に即して、生活の必要感に結びつけて無理なく指導することとしている。」¹¹⁾と明記されている。

3. 保育内容の領域と保育内容「言葉」の変遷

1948年に文部省から『保育要領』を刊行し、その中で、保育内容の中については現在の領域「言葉」と関連のあるものとして、「六 幼児の保育内容－楽しい幼児の経験」に12項目としてまとめられ、言葉については「6 お話」「10 ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居」に示された。『保育要領』において言葉についての教育として求められていたものとして「①正しい言葉遣いを身に付ける。②童話やおとぎ話などを聞くことを通して、人の話を聞く態度を身に付ける。③劇遊びなど、言葉を使った遊びを楽しむ。」という内容が挙げられている¹²⁾。現在の保育内容（領域）に繋がる考え方が含まれていた¹³⁾。

1948年「学校教育法」を公布、幼稚園教育の目標には「1 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。2 園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。3 身の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。4 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。5 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。」と記載されており、その後の領域の基盤になる考え方、捉え方が表れている¹⁴⁾。

1956年には『保育要領』を改訂した教育要領が作成された。

『保育要領』では、「楽しい幼児の教育」として、実際の幼児の活動を中心にした12項目であったのに対し、「教育要領では幼児に活動させるためには、事項を組織しなければ実際の幼児の活動にならないという特性をもっている」とし、「健康」「社会」「自然」「言語」「絵画製作」「音楽リズム」の6領域に区分され、初めて「領域」という考え方が導入された。この6領域のうち、現在の「言葉」に繋がる領域として「言語」が示された。この6領域の分類は、幼児の生活経験を組織的に考え、指導計画を立案する便宜さから設定されたものであり、小学校の教科とは異なることから、領域という言葉によって示されたが、実際には、小学校の教科である「国語」「社会」「理科」「音楽」等と幼稚園における領域「健康」「社会」「自然」「言語」「絵画制作」「音楽リズム」等と類似していることから、保育現場では小学校の各教科と教育要領の6領域は同様な性格を持つものと認識されやすかった。1964年の教育要領は『告示』となり、法的拘束力をもった。

1965年には厚生省児童家庭局から『保育所保育指針』が通知された。この中で第1章「総則」に保育理念が明記され、保育に欠ける乳幼児を保育する施設、養護と教育が一体となり、豊かな人間性をもった子どもを育成すること、

教育という言葉が使われるようになったこと、保育内容を7つの年齢段階に区分して示された。「言語」は3歳児以上の保育内容に組み込まれ、4歳以上では教育要領の6領域がほぼ合致する形で構成された。当時の領域「言語」の問題点としては、「言語」と小学校の教科である国語の教科・領域名が類似しているための誤解が生じた¹⁵⁾。国語は「日本人が日本語についての読み書きなどを勉強する学科」の意味である¹⁶⁾。言語は「考えたことや気持ちなどを、音声または、それをあらわす文字で他の人に伝えることのできる社会的な手段、ことば。」と記されている¹⁷⁾。つまり、国語より先に学ぶものとして捉えることができる。

幼稚園教育の目標には、「ことばの正しい使い方を身に付ける」（教育要領）、保育の目標には「ことばを、豊かに、正しく身に付けさせる」（保育指針）とされ、「正しく」あることが強く強調された¹⁵⁾。「正しい」の意味は、「社会の約束・習慣や道理にあっている状態」をいう。しかし、「正しい」が強調されることは現場における言葉の指導において、昼食時のあいさつや降園時でのお帰りの挨拶等、同じ形式的な挨拶を繰り返すだけでその場面、その状況に対応した挨拶や話し言葉を子ども自身に身に付けさせることができるのか疑問である。

1989年には幼稚園教育要領、1990年保育所保育指針が改訂され、6領域から、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域に変更された。「言語」が「言葉」に変更され、言語を正しく身に付けるための指導から、子どもが自分の感じたこと、考えたこと等、園生活を通して様々な言葉に出会い、感覚を豊かにすることに重点が置かれた¹⁸⁾。2008年幼稚園教育要領（以下、『要領』という）と保育所保育指針（以下、『指針』という）の改訂において領域「言葉」では、「伝え合う」力を育むことに重点が置かれた。この文言が示されたことで、人と人との関係の中で適切な言葉により、適切に表現したり、理解することのできる力を養う指導が求められた¹⁹⁾。要領、指針において、その後も改訂が行われたが、5領域は続行され、2018年の要領、指針の改訂に至っている。

4. 保育内容の領域に関する議論

2018年の要領「第2章のねらい及び内容」、指針では「第2章保育の内容」の保育内容の言葉の改訂では、子ども自身が自分の思いを言葉で伝えること、興味関心を持って相手の話を聞きながら次第に言葉の理解へと繋げていく伝え合う力の重要性が示され、この力を身に付けるためには絵本や物語等、言葉を使った教材等を幅広く活用し、豊かなイメージが養われるとともに、言葉に対する感覚も育まれていくことの重要性が示された²⁰⁾。

要領、指針の保育内容の言葉にはねらいの「言葉に対する感覚を豊かに」に対して、内容の取扱いに「幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。」という文言が新たに追加された。この事項について大宮²¹⁾は幼児教育部会の第6回会議（2016年3月30日）で提出された「育ってほしい姿」の小項目では「(前略)言葉の持つ音の美しさや意味の面白さを友達と思い合わせ、必要に応じて言葉による表現を楽しむようになる」と記載され、この文言が改訂で新設された「言葉への感覚」や「言葉の響きやリズム」の原点となっている。「言葉の意味とイメージ」が結びついた就学前の典型的な言葉の使用ではなく、「音の美しさ」だけを強調するのは違和感がある。絵本や物語の世界に浸り楽しむ上で重要な要素は言葉の「意味」を創り出す世界の面白さであり、言葉の発達を促す点では、「意味やイメージ」と結びつけて話を聞いたり、仲間との間で経験と意味を共有しながら言葉を使うことが最も効果的ではないか。子どもにとっての「意味」を軽んじ、そこから切り離れた「音や響きやリズムの美しさ」を感じ取らせることを強調することは子どもは意味を理解できない

まま、復唱や暗唱を多用・強制する方法に陥る恐れが大きいことを指摘している。

また領域に関して、2018年の要領の「第2章ねらい及び内容」と指針の「第2章保育の内容3、3歳以上児の保育に関するねらい及び内容」の環境において初めて「国旗・国歌」（日の丸、君が代）に関する事項が記載された。文部科学省では「国旗国歌の指導」として、新学習指導要領では引き続き、小・中学校社会において、我が国及び諸外国の国旗と国歌の意義を理解させ、これらを尊重する態度を育てるよう指導することとしており、また小・中・高等学校特別活動において「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と規定している²²⁾。この事について、中西（2017）²³⁾は要領・指針の中に日の丸・君が代についての内容が突然盛り込まれた事に対し、教育現場に持ちこまれる復古主義であり、安倍政権の教育政策における子どもへの育て方に政府・国家が直接に介入するやり方であると述べている。「国旗・国歌」が要領、指針に導入され、愛国心に繋がるような保育内容が強化された。国旗・国歌にふれることで幼児期から自分の国に親しみ愛国心をもつ点においては有効であると考えられるが、幼児期に国歌のイメージをもたせることの十分な意味があるのかは疑問である。幼児期は子どもを取り巻く家族、幼稚園、保育所、近隣という概念はあると考えられるが、国歌という抽象的な概念は小学校以降の発達段階に応じて適切に学んでいくものであると考えられる。発達段階に応じた指導を行うことは、子どもの人権に即することになるが、まだ認識せず、発達段階に応じていない事柄に関してはある特定の立場から選択された「文化や伝統」を教えることは強制に繋がる可能性もある。人格形成がされる乳幼児期に道徳的価値や国旗、国歌等の国民の間でも論争のある事柄を一方的に教え込むことは、子どもの自律性や自己表現を制約してしまうことも考えられる。この点において指針・要領は、指導助言的基準として考える必要があると考えられる。

また環境の「内容の取扱い」の中で、「自ら考えようとする」から「自分の考えをよりよいものにしようとする」という文言に変更された。大宮²⁴⁾は「よいこと、悪いこと」という基準を盛り込めば、子どもの考えは大人によって、よいもの、正しいものへと修正すべきものとみなされることになるのではないか。「正しいこと、よいこと」への指導の強調は今回改訂された、自分なりに考えたり探究する、いわゆる「深い学び」を抑圧する恐れがあるのではないかと指摘している。

1989年以前のことばの領域に関しては、「正しい」ことばのしつけを一方的に機械的に行うことと捉えられる文言がみられたが、こうした「正しく」ことばを指導することへの国からの強制的な指導は2018年改訂の要領・指針にもみられる。2018年の要領「第2章のねらい及び内容」、指針では「第2章保育の内容」の保育内容に記載された事項に関して、国の指導的介入がみられる点については同様に捉えることができるのではないか。以前のことばを「正しく指導するという国の指導の方針」とも重なる見解がみられる。国が示している要領・指針通りのねらい及び内容を目指し、実践していくことがよいことであるのか。

Ⅲ. 2018年改訂幼稚園教育要領と改定保育所保育指針の特徴

2018年から施行された要領、及び指針の特徴について検討する。

1. 幼稚園教育要領と保育所保育指針のねらい及び内容、内容の取扱いについて

要領と指針のねらい及び内容を比較においては、指針の第2章保育の内容の「3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容」は要領の第2章ねらい及び内容の5領域の記載とほぼ同様である。異なる点は、下線の部分「先生」という表記が「保育士等」になっているのみである（表1-1, 1-2参照）。「内容の取扱い」についても要領と同様、2018年施行の指針にも明記された。要領の「第2章ねらい及び内容、言葉3内容の取扱い（1）～（5）」と指針の「第2章保育の内容の3エ言葉（ウ）内容の取扱い①～⑤」と比較するとほぼ同じ文言であるが、以下の言葉のみ異なる。要領（1）「幼児が教師や他の幼児」→指針①「子どもが保育士等や他の子ども」

要領（2）「幼児」→指針②「子ども」

要領（2）「教師や他の幼児」→指針②「保育士等や他の子ども」

要領（4）（5）「幼児」→指針④⑤「子ども」

内容の取扱いの文章の記述をほぼ同様にする中で、幼稚園と保育所の保育の実際は同じであることを明確にしている。2018年の要領の第2章ねらい及び内容、指針第2章保育の内容の領域「言葉」に関しての追加及び変更の箇所は以下の通りである。

（1）幼稚園教育要領（表1-1参照）

第2章ねらい及び内容 言葉

1ねらい <追加>

旧（3）日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。

↓

新（3）日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

2内容 <変更>

旧（6）親しみをもって日常のあいさつをする。

新（6）親しみをもって日常の挨拶をする。

3内容の取扱い <変更>

旧（4）幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。↓

新（4）幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

表 1-1 2018年改訂 幼稚園教育要領における言葉の記載

| |
|--|
| 幼稚園教育要領 第2章 ねらい及び内容 |
| この章に示すねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。各領域は、これらを幼児の発達の側面から、(前略)「言葉」(後略)としてまとめ、示したものである。各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。 |
| 言葉 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 |
| 1 ねらい |
| (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 |
| (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 |
| (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。 |
| 2 内容 |
| (1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。 |
| (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。 |
| (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分らないことを尋ねたりする。 |
| (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。 |
| (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。 |
| (6) 親しみをもって日常の挨拶をする。 |
| (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。 |
| (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。 |
| (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。 |
| (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。 |

出典：文部科学省「幼稚園教育要領」(2017年)の文書をもとに著者作成

表 1-2 2018年改定 保育所保育指針における言葉の記載

| |
|--|
| 保育所保育指針 |
| 第2章 保育の内容 |
| この章に示す「ねらい」は、第1の1の(2)に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えたものである。また、「内容」は、「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したものである。保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。本章では、保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。 |
| 1 乳児保育に関わるねらい及び内容 |
| (1) 基本的事項 |
| (2) <u>ねらい及び内容</u> ア健やかに伸び伸びと育つ |
| <u>イ身近な人と気持ちが通じ合う</u> ウ身近なものに関わり感性が育つ |
| (3) <u>保育の実施に関わる配慮事項</u> |
| 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 |
| (1) 基本的事項 |
| (2) <u>ねらい及び内容</u> ア健康 イ人間関係 ウ環境 エ言葉 オ表現 |
| (3) <u>保育の実施に関わる配慮事項</u> |
| 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容 |
| (1) 基本的事項 |
| (2) <u>ねらい及び内容</u> ア健康 イ人間関係 ウ環境 エ言葉 オ表現 |
| (3) <u>保育の実施に関わる配慮事項</u> |
| ※この内容は幼稚園教育要領の第2章ねらい及び内容の記載とほぼ同様。 異なる点は、下線の部分先生という表記が保育士等になっているのみ。 |
| 4 保育の実施に関して留意すべき事項 |
| (1) <u>保育全般に関わる配慮事項</u> ア～カ |
| (2) <u>小学校との連携</u> ア～ウ |
| (3) <u>家庭及び地域社会との連携</u> |

出典：厚生労働省「保育所保育指針」(2017年)の文書をもとに著者作成

(2) 保育所保育指針

今回の指針の改定では、要領により近付けるために第2章「保育の内容」に乳児、1歳以上3歳未満児、3歳以上児として、各ねらい及び内容をより詳細に明記し、内容の充実が図られている。

第2章保育の内容（表1-2参照）

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容 <全て追加>

(1) 基本的事項 ア イ ウ

(2) ねらい及び内容

ア 健やかに伸び伸びと育つ イ 身近な人と気持ちが通じ合う

ウ 身近なものに関わり感性が育つ (ア) ねらい (イ) 内容 (ウ) 内容の取扱い

(3) 保育の実施に関わる配慮事項 ア～オ

※「乳児保育」は5領域ではなく、(2)のア～ウの3つの視点が新たに提示された。

2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 <全て追加>

(1) 基本的事項 ア イ ウ

(2) ねらい及び内容

ア 健康 イ 人間関係 ウ 環境 エ 言葉 オ 表現

ア～オ (ア) ねらい (イ) 内容 (ウ) 内容の取扱い

(3) 保育の実施に関わる配慮事項 ア～エ

3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(1) 基本的事項 ア イ ウ <追加>

(2) ねらい及び内容 <追加及び変更>

エ 言葉

(ア) ねらい

旧③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。

↓

新③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。

(イ) 内容

旧④したこと、見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたこと、考えたことを自分なりに言葉で表現する。

↓

新②したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。

●旧 (イ) 内容の①と②を削除

①保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。

②保育士等と一緒にごっこ遊びなどをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。

→これらは乳児及び3歳未満児の内容であるため、3歳以上児の内容には添わない。

●旧 (3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項→新 (3) 保育の実施に関わる配慮事項

※この内容は幼稚園教育要領の第2章ねらい及び内容の記載とほぼ同様。異なる点は、下線の部分先生という表記が保育士等になっているのみ。

エ (ウ) 内容の取扱い①～⑤ <追加>

・「内容の取扱い」が新たに明記された。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項 <全て追加>

4. 保育の実施に関して留意すべき事項

●旧 2 保育の実施上の配慮事項 (1) エ、オ、カ 「(前略) よう配慮すること」

新 (1) 保育全般に関わる配慮事項 (1) エ、オ、カ 「(前略) ようにすること」

●旧 エ小学校との連携 <内容変更>

新 (2) 小学校との連携 「小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、(中略) 保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るように努めること」と具体的に記載された。保育所も幼稚園と同様に幼児教育施設として、小学校との連携強化が記されている。

(3) 家庭及び地域社会との連携 <追加>

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験を始め保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

(3) 領域「言葉」の保育内容に関する考察

要領の第2章ねらい及び内容、1. ねらい(3)に「言葉に対する感覚を豊かにし、」が追加された。言葉の理解と言葉の理解を育てる絵本・物語に接すること、先生や友達と言葉により心を通わせると共に、言葉の感覚が記述された。無籐²⁵⁾はこの事項について言葉そのものへの関心を促し、言葉の楽しさやおもしろさや微妙さを言葉遊びや絵本などを通して感じる感覚が元となり、言葉の理解が広がり、コミュニケーションにも使用されるようになり、さらに小学校以降の国語の教育の基礎が培われると解説している。幼児期には「教え込む」のではなく、毎日の生活の中での体験や経験が大切だと示している。第2章ねらい及び内容の言葉、3内容の取扱い「(4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。」が新設され、1. ねらいの(3)とも連動するが、言葉そのものに対する興味を促して、言葉の感覚を豊かにしていく。言葉の感覚とは言葉の響きやリズムに敏感になることである。絵本や物語、言葉遊びを通して、言葉の感覚を豊かにすることで、語彙を増やしていくのである²⁵⁾。

次に、指針の改定について述べる。第2章「保育の内容」は「教育」中心となり、「乳児」「1歳以上、3歳未満児」「3歳以上児」にそれぞれ「ねらい」「内容」「内容の取扱い」に分けて記載され、3歳未満児にかかわる記載が増加した。

乳児・1歳以上3歳未満児の保育の内容については、3歳以上児とは別に項目を設けて、この時期の特徴を踏まえた保育内容として新たに記載された。この時期においては、発達過程における成長の幅が大きく、発達の特性に応じた保育を行うことが重要となることから、できるだけ発達の道筋や順序と保育内容とを合わせた形で記載することが

望ましいと考えられた。

乳児の保育内容は指針に①身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」②社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」③精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」の3つで編成されている。この3つの視点は乳児期の保育では5領域のように明確に分けられないため、5領域の基盤となるものである。①は「健康」、②は「人間関係」と「言葉」、③は「環境」と「表現」の内容に繋がっている。また、5領域のように明確に分けられないため、3つの視点で評価したほうが記述しやすく、保育を構想しやすいだろうということで変更された。乳児期の保育が重要であることを示している。3歳未満児は指針において、3歳以上に関しては指針、要領に5つの「領域」として保育内容が示されている。3歳以上児の記述内容は、指針、要領でほぼ同様に示されている。独立した授業として展開する小学校教育の教科とは明らかに異なる²⁶⁾。

2018年の改定において初めて、保育所も日本の「幼児教育施設」の一つとして認められた。幼稚園と同様に「幼児教育」を行うことが強調されたといえる。2018年における指針改定の趣旨については2016年12月21日の社会保障審議会児童部会保育専門委員会の報告書「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」において、「1.保育所保育指針の改定の方向性・(1)乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実の保育内容の記載の在り方」には、「乳児期の育ちが、5領域の保育内容における育ちと連続するものであることを意識しながら、保育実践の充実が図られることが重要である。」と記載されている²⁷⁾。

2. 改訂における新たな「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」

要領の第1章「総則」の第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記され、保育所も幼児教育施設として幼稚園と同様に指針において、第1章「総則」の4「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が10の姿として示されている。10の姿の中で、領域「言葉」に関しては、「言葉による伝え合い」が掲げられている。終わりまでに育てたい資質・能力を明確にすることにより、それを評価軸とし、保育を構成することが新たに提起され、「幼児期の終わりまで」が「保育の最終目標」として位置づけられている。小学校教育は「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえて行われる」ものであると記載されている。さらに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」における10の姿をなぜ幼稚園が達成しなければならないのかについては要領の「前文」に「教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行わなければならない。」と明記されている。この資質を具体化したものが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10の姿であり、「学校教育のはじまり」として幼稚園はそれを達成する責務があると説明している。「育ってほしい」が「育つべき」こと、「姿」が「能力」として、「10の姿」が子ども一人ひとりの「できる、できない」という結果、評価としても捉えられてしまうのではないか。

IV. 新幼稚園教諭養成課程と新保育士養成課程について

幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する大学・短大において、2019年度から実施されている幼稚園教諭養成課程の科目と保育士養成課程の教科目の一部を共通に開講する際のシラバス作成の基本的な考え方と留意事項の理

解が必要である。

教職課程コアカリキュラムは、「教育職員免許法及び同法施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すもの」であり、「各大学においては、教職課程コアカリキュラムの定める内容を学生に修得させたいうえで、これに加えて、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容や、大学の自主性や独自性を発揮した教育内容を修得させることは当然である」と、「教職課程コアカリキュラム作成の考え方」において示している。

一方、「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容」は、指定保育士養成施設において、各教科目の目標とその目標を達成するための「教授内容」を示している。

幼稚園教諭養成課程の科目を保育士養成課程の教科目として共通に開講する場合には、幼稚園教諭養成課程の科目を規定する「教職課程コアカリキュラム」と保育士養成課程の教科目を規定する「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容」のベースを工夫する必要がある。その際、文言等は異なっても、意味は同じものを指していることもあることに留意して、それぞれの趣旨を生かしたシラバスを作成することが大切である²⁸⁾注2)。

1. 幼稚園教諭養成課程の教職課程コアカリキュラム

(1) 教職課程コアカリキュラムの構成

教職課程コアカリキュラムは「教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである」とカリキュラム作成の目的が記されている²⁹⁾。

学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表わしている²⁹⁾ (表2-1, 2-2参照)。

教職課程の担当教員一人一人が担当科目のシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が当該事項に関する教職課程コアカリキュラムの「全体目的」「一般目的」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うことと示されている²⁸⁾。

表2-1 教育課程コアカリキュラム
【保育の内容・方法に関する科目】

| |
|--|
| 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） |
| <一般目標> |
| (1) 各領域のねらい及び内容 幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、各領域のねらい及び内容を理解する。 |
| (2) 保育内容の指導方法と保育の構想 幼児の発達や学びの過程を理解し、具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。 |
| <到達目標> |
| (1) 各領域のねらい及び内容 |
| 1) 幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、各領域のねらい及び内容並びに全体構造を理解している。 |
| 2) 当該領域のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。 |
| 3) 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。 |
| 4) 領域ごとに幼児が経験し身に付けていく内容の関連性や小学校の教科等とのつながりを理解している。 |
| (2) 保育内容の指導方法と保育の構想 |
| 1) 幼児の認識・思考、動き等を視野に入れた保育の構想の重要性を理解している。 |
| 2) 各領域の特性や幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用方法を理解し、保育の構想に活用することができる。 |
| 3) 指導案の構成を理解し、具体的な保育を想定した指導案を作成することができる。 |
| 4) 模擬保育とその振り返りを通して、保育を改善する視点を身に付けている。 |
| 5) 各領域の特性に応じた保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組むことができる。 |

出典：一般財団法人全国保育士養成協議会「幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する際の担当者及びシラバス作成について」2018年をもとに著者作成

表2-2 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）の
教職課程コアカリキュラムとモデルカリキュラム
〔領域及び保育内容の指導法に関する科目〕

| |
|--|
| <p>保育内容「言葉」の指導法（2単位）</p> <p><一般目標></p> <p>(1) 領域「言葉」のねらい及び内容 幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、領域「言葉」のねらい及び内容を理解する。</p> <p>(2) 領域「言葉」の指導方法及び保育の構想 幼児の発達や学びの過程を理解し、領域「言葉」に関わる具体的な指導場面を想定した保育を構想する方法を身に付ける。</p> <p><到達目標></p> <p>(1) 各領域のねらい及び内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、領域「言葉」のねらい及び内容並びに全体構造を理解している。 2) 領域「言葉」のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。 3) 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。 4) 領域「言葉」に関わる幼児が経験し身に付けていく内容の関連性及び小学校の教科等とのつながりを理解している。 <p>(2) 領域「言葉」の指導方法と保育の構想</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 幼児の心情、認識、思考及び動き等を視野に入れた保育の構想の重要性を理解している。 2) 領域「言葉」の特性や幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用方法を理解し、保育の構想に活用することができる。 3) 指導案の構成を理解し、具体的な保育を想定した指導案を作成することができる。 4) 模擬保育とその振り返りを通して、保育を改善する視点を身に付けている。 5) 領域「言葉」の特性に応じた現代的課題や保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組むことができる。 <p>〔留意事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 教師の言葉掛けや援助については、映像資料や事例等を活用し、具体的な幼児の姿とともに理解できるようにする。 2) 言葉による伝え合いや文字の習得については、小学校との接続に向けて、幼児期と小学校以降の学びの違いを踏まえながら、幼児期にふさわしい指導の在り方を考えることができるようにする。 |
|--|

出典：一般財団法人全国保育士養成協議会「幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する際の担当者及びシラバス作成について」2018年をもとに著者作成

（2）教職課程の改正による方向性

教職課程では、「教科に関する科目」「教職に関する科目」が設置されていたが、改正では「教科に関する科目」が撤廃された。これまでの幼稚園教諭の養成課程では、5領域の教育内容については「教職に関する科目」に位置づけられていた。しかし、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」との連携は十分とはいえなかった³⁰⁾。教職課程の改正に係る中教審答申（平成27年12月）では、幼稚園教諭の養成課程においても、「幼稚園においては、幼稚園教育におけるねらい及び内容を『健康』『人間関係』『環境』『言葉』『表現』の領域別に幼稚園教育要領に示しつつ、幼稚園における生活の全体を通じて総合的に指導するという幼稚園教育の特性を踏まえて検討を深める必要がある。」と述べ、総合的な指導を強化する方向を示した³⁰⁾。中教審答申（平成27年12月）では、新たに「領域及び保育内容の指導法に関する科目」における「イ領域に関する専門的事項」「ロ保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」として示された。「イ領域に関する専門的事項」が示されたことに関しては、小学校の教科として捉えるのではなく、幼児教育の5領域に沿った専門知識の習得の強化をめざしており、幼児教育の独自性を明確化している。これを踏まえての幼児教育から小学校教育への接続という視点を重視していく必要がある。

表3-1 2011年保育士養成課程の教科目の目標及び教授内容
【保育の内容・方法に関する科目】

| |
|--|
| 保育内容演習（演習・5単位） |
| <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 養護と教育にかかわる保育の内容が、それぞれに関連性を持ち、総合的に保育を展開していくための知識、技術、判断力を習得する。 2. <u>子どもの発達を「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域の観点から捉え、子ども理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶ。</u> |
| <p><内容></p> <p>以下の観点から、総合的に保育内容を理解する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわりである「養護」 <ol style="list-style-type: none"> ①子どもの生理的欲求を満ちし、子どもが健康、安全、かつ快適に過ごすための生活援助 ②子どもを受容し、子どもが安心感と安定感をもって過ごすための援助やかかわり 2. 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育（健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域）」 <ol style="list-style-type: none"> ①健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う「健康」の領域。 ②他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う「人間関係」の領域。 ③周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う「環境」の領域。 ④経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う「言葉」の領域。 ⑤感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする「表現」の領域。 |

出典：一般財団法人全国保育士養成協議会「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」をもとに著者作成

表3-2 2019年保育士養成課程の教科目の目標及び教授内容
【保育の内容・方法に関する科目】

| |
|---|
| 保育内容演習（演習・5単位） |
| <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 養護及び教育に関わる保育の内容が、それぞれに関連性を持つことを理解し、総合的に保育を展開していくための知識・技術・判断力を習得する。 2. <u>子どもの発達を、保育所保育指針における乳児保育の3つの視点（「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」と、1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の保育のそれぞれ5つの領域（「健康・人間関係・環境・言葉・表現」）を通して捉え、子どもに対する理解を深めながら、保育の内容について具体的に理解する。</u> 3. 上記2に示した保育の内容の視点及び領域を踏まえて、子どもが生活や遊びにおいて体験していることを捉えるとともに、保育に当たって保育士が留意、配慮すべき事項を理解する。 4. <u>子どもの発達過程に即して具体的な保育場面を想定しながら、環境の構成、教材や遊具等の活用と工夫、保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）の実際について理解する。</u> |
| <p><内容></p> <p>以下の視点から、保育における子どもの生活や遊びを総合的に捉え、保育を展開していくための方法や技術、子どもの実態や状況に即した援助や関わりについて、具体的に学ぶ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである「養護」 <ol style="list-style-type: none"> ①子どもの生理的欲求を満ちし、子どもが健康、安全、快適に過ごすための生活援助 ②子どもを受容し、子どもが安心感と安定感をもって過ごすための援助や関わり 2. 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育」 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育所保育指針に示す乳児保育における3つの視点 <ol style="list-style-type: none"> ①「健やかに伸び伸びと育つ」（健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基礎を培う） ②「身近な人と気持ちが通じ合う」（受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基礎を培う） ③「身近なものに関わり感性が育つ」（身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基礎を培う） |

- (2) 保育所保育指針に示す1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の保育におけるそれぞれ5つの領域
- ①「健康」(健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う)
 - ②「人間関係」(他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う)
 - ③「環境」(周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う)
 - ④「言葉」(経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う)
 - ⑤「表現」(感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする)

出典：一般財団法人全国保育士養成協議会「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」をもとに著者作成

2. 保育士養成課程における教授内容

(1) 保育の内容・方法に関する科目

2011年度に施行した保育士養成課程において、科目名の変更がされ、保育内容の全体的な構造や総体を最初に理解することが、保育内容の理解や把握には不可欠との考えを土台としていた。そこでは、従来一括して示されていた「保育内容」の6単位が「保育内容総論」の演習1単位と「保育内容」の演習5単位に分割され、両者の違い、総論と演習の違いを明確にするとともに、総論の理解の上に各論、各領域の演習に進むという学習の筋道が明示されていた³¹⁾。

2019年の改正に向けての保育士養成課程等検討会の資料³²⁾によると、教科目の教授内容の記載の「1. 目的」には、「各教科目の教授内容の標準的事項を示した『教科目の教授内容』を定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること」とあり、「2. 教科目」には必修科目として、「保育の本質・目的に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法に関する科目」「保育実習」に分けられている。この中で、「保育内容(演習5単位)」は、「保育の内容・方法に関する科目」に記載されている。「保育の内容・方法に関する科目」とは、保育実践を想定しながら、保育の考え方や子ども理解をより具体的に捉えることを目的とした教科目であり、原理的な教科目と保育現場の実践との間の橋渡しの役割をもつ教科目である。したがって、この教科目には具体的な保育実践や子どもとの接点が必要になる³³⁾。

保育士養成課程が示している教科目「保育内容演習」における目標として表3-2の4項目を掲げている。養護及び教育に関わる保育の内容が、それぞれの関連性を持つことを理解し、総合的に展開していくこと、乳児保育の3つの視点と5つの領域を通して保育内容を具体的に理解することの必要性は依然として、変わらない事項である。

(2) 2011年と2019年の保育士養成課程の目標と教授内容の比較

保育内容演習の教授内容を理解する上で、保育士養成課程検討会が公表した「保育士養成課程等の見直しについて」の報告に保育内容演習の教授内容が掲載されている。

2011年度と2019年度から適用されている厚生労働省が示した教科目の教授内容「保育内容演習」の目標の比較を以下に行った。保育士養成課程の保育内容演習における目標及び教授内容は表3-1、3-2に提示した。2011年は2つの目標があげられていたが、2019年には4つの目標になり、目標3、4が追加された(表3-1、3-2参照)。

<2011年と2019年の目標と比較>

・2011年の目標1の「かかわる」が2019年は「関わる」となり、「関連性を持ち」が「関連性を持つことを理解し」と変更された。

- ・2019年の目標2に乳児保育の3つの視点と1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の保育のそれぞれ5つの領域を通して捉えることが明記された。
 - ・2011年の「観点から捉え」から2019年には「通して捉え」に変更されている。
 - ・2011年の「具体的に学ぶ」から2019年には「具体的に理解する」に変更されている。
 - ・2019年の3が追加され、「保育の内容の視点及び領域を踏まえて、保育士が留意、配慮すべき事項を理解する」ことが明記された。
 - ・2019年の4が追加され、「保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）の実際について理解する」が明記された。
- ※2019年の目標は、「理解する」という言葉が記されている。

<2011年と2019年の内容と比較>

- ・2011年の「観点から」から2019年の「視点から」に変更された。
- ・2011年の「総合的に保育内容を理解する」から2019年の「保育における子どもの生活や遊びを総合的に捉え、保育を展開していくための方法や技術、子どもの実態や状況に即した援助や関わりについて、具体的に学ぶ」に変更された。どのように保育内容を学ぶかが書かれている。
- ・2011年の1の②「かかわり」から2019年の1の②「関わり」に変更された。
- ・2019年の2は教育として、（1）乳児保育における3つの視点の追加と（2）1歳以上3歳未満児及び3歳以上の保育におけるそれぞれ5つの領域として記載された。

3. 幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の考察

保育士養成課程の目標と内容の中で、内容に「学ぶ」と目標に「理解する」という言葉が変更されていることがうかがえる。「学ぶ」という言葉が「理解する」、又は「理解する」が「学ぶ」に変更されたことについて考える。筆者の主観ではあるが、「学ぶ」は「学問する、習う、教えを受けたり、見習ったりして知識や技芸を身につける。まねる」、また「理解する」は「物の道理がわかること。意味、内容のみこむこと」と辞書には記されている。それぞれの文章の意味がこの文言に記されているといえるのではないか。

保育におけるねらいは心情、意欲、態度であり、その方向を目指す気持ちや意欲を育てることである。保育のねらいのほとんどは「～の楽しさを味わう」「～を豊かにする」等の方向目標といえる。領域である言葉も下記の下線に示したように方向目標に入る。しかし、小学校教育では、より達成感を求められる「～を理解できる」等の理解目標や「～ができる」等の技能目標が多い³⁴⁾。小学校の場合は学習する知識や技能等の目的や内容が学習指導要領に示されている。つまり、学習する目的と内容がすでに決まっている³⁵⁾。

要領と指針の3歳以上の言葉でのねらいは

- ①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。→心情
- ②人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。→意欲
- ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。→態度

保育内容は、園生活の中での活動や遊びを通して経験されるものであるのに対し、教科は決められた内容を時間割に従って、授業という形で学ぶものといえる。方法の違いといえよう。小学校ではことばを中心とした知識の伝達が大きな特徴の一つであるが、保育では、自分の諸感覚や身体を用いて様々な対象に関わることを重視する。ことばによる伝達は記号の操作による学習であり、他者の経験を自分の経験にすることである。6歳になると、ことばもかなり理解できるようになる。それまでに自分の身体を用いて多くの直接経験を積み、その内容をことばで整理できるようになる³⁶⁾。そのための保育内容がねらい及び内容に記載されている。表2-2の保育内容指導法の留意事項2)には言葉による伝え合いや文字の習得については、小学校との接続に向けて、幼児期と小学校以降の学びの違いを踏まえながら、幼児期にふさわしい指導の在り方を考えることができるようにすると記され、「幼児期にふさわしい指導の在り方」が強調されている。しかしながら、2019年改正の保育士養成課程の教授内容の目標の文言の語尾が「理解する」という言葉に追加、変更されている点においては小学校との関連が意識付けられているとも捉えられる。小学校の教科とは異なる点を再度、認識しておく必要がある。

VI. まとめ

要領と指針のねらい及び内容の比較において、指針の第2章保育の内容の「3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容」は要領の第2章ねらい及び内容の5領域の記載とほぼ同様である。幼稚園教職養成課程では、目標が大きく2つに分けられ、ねらいと内容の理解について明記されている。同様に保育士養成課程でも目標と内容で分けられている。指導法、教授内容には目標として各領域「言葉」のねらい及び内容、幼児が経験し身に付けていく内容の理解、保育内容の具体的な理解、また小学校への接続が記されている。どちらに関しても保育内容について具体的に学び、身に付けるべきことを理解するかが記されていることは共通している。要領や指針、幼稚園教諭・保育士養成課程を通して、どのようなことを教授するかは国が示している。

保育内容の要領・指針の歴史の中で、正しい言葉を意識づけることが指導されていた。「正しい言葉遣い」とは何か。地域には文化があり、言葉は文化の伝承であり、様々な方言がある。文化は国から指し示すものではなく、一方的に強制すべきものではないと考えられる。それと同様な傾向が現在の要領、指針の領域の言葉や環境にもみられ、「国旗・国歌」に象徴されるような保育内容が強化され、子どもたちに国の一方的な教え込みの内容がみられるとの見解もある。地域の文化や関わり、また子どもの自律性、自己表現を尊重し、発達段階に応じた指導をすることが大切であり、指針・要領は指導助言の基準として考える必要があると思われる。では、保育内容・言葉を教授するに当たり、どのようなことを踏まえ、指導していくことが大切なのかを考察する。

保育内容とは、保育目標を達成するための望ましい経験の総体であり、人間形成を目指した保育所や幼稚園における生活の中で経験する内容である。要領や指針には内容に対する指標が示されており、子どもが遊びや生活の中で何を体験し、経験していくかを捉えることは子どもの育ちを理解し、援助していくためにも大切である。

小学校以降の教科学習では、言語は国語に限らず学習の基盤になり、知識を獲得したり自分の考えをまとめて発言するために必要となる。しかし、幼稚園や保育所における幼児期では、言葉を使って自分の思いを表現したり、相手に伝えたりする楽しさを十分に味わう時期である。その楽しさが園生活の意欲となり、学習意欲に繋がるのではないかと考えられる。また3歳未満児に関しては成長の幅が大きく、発達の特性に応じた保育を行う必要性から3歳未

満児に関する記載を増加し、3つの視点を示し、5領域の基盤として明記している。乳児の育ちが5領域の保育内容における育ちと連続していることとし、捉えておく必要がある。指針の第2章保育の内容には「養護と教育が一体となって展開されることに留意する」と記載され、要領の第2章「ねらい及び内容」には「各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が主体的に様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうもの」であるとし、方向性が記されている。

また「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記され、「幼児期の終わりまで」が「保育の最終目標」として位置づけられている。これらが子ども一人ひとりの結果、評価として捉え、小学校教育の前倒しとして考えられる懸念があるため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の意味をどう捉えるかが重要である。幼稚園は学校教育としての始まりであり、保育所も改訂により、幼児教育施設としての役割を担ってはいるが、小学校教育とは異なる点を再度認識することが重要である。

要領・指針の内容をよく吟味、考察をし、保育士養成課程の教授内容、及び教育課程の指導の目標を踏まえ、学生に教授していく必要がある。

また領域には小学校の「教科」のように捉えられてしまう可能性はあるが、保育内容を捉える視点という考え方を前提に「領域」として示され、現在の指針、要領にも引き継がれている。保育内容の変遷をみると、「言語」から「言葉」に変更された経緯がある。これは幼児期には小学校の国語の教科ではなく、それ以前の幼児期に必要な保育内容・言葉に記載されている「言葉に対する感覚を豊かに」することが大切であり、それは日常の生活の中で、また絵本や物語などの遊びの中で、「したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたり」したことを自分なりに言葉で表現することが重要であると考えられる。「領域」と子どもの体験や経験、発達を捉えるための視点であり、子どもが「領域」に合わせて生活したり、遊んでいるわけではないということを理解することが必要である。保育内容・領域を理解するに当たり、保育内容や領域を巡る経緯があり、現在に至っているという認識が必要であり、学生にも教授していくことが大切である。

養成課程の保育内容の目標は小学校教育と異なり、方向性を身につけていくことが掲げられている。幼児期には子どもの体験、経験が最も重要であり、様々な活動を通して言葉の使い方を習得し、心情、意欲、態度を身に付け、小学校教育へ繋げていくことが大切である。また保育士養成課程の教科目の目標においても語尾が「理解する」という文言に変更されており、この意味を再度認識する必要がある。

保育士養成課程や指針と同様に教職課程や要領にも小学校への接続が掲げられている。教職課程に「領域及び保育内容の指導法に関する科目」における「イ領域に関する専門的事項」「ロ保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」が新たに示された。幼稚園教育における「領域」の重要性が示され、要領では、「言葉に対する感覚を豊かにし」という文言が追加された。言葉を「豊かに」するためには、「保育内容の指導法」にも記載されている教材の媒介や実際の体験、経験を通して身に付けていくべきものである。指導する際には、「何をどのように指導するのか」を考慮に入れ、要領・指針に示されているねらい及び内容をより深く考察する視点が求められる。以上の観点から、国が示している要領・指針の内容をよく考察した上で、保育内容・言葉の教授、指導をしていくことが重要であると考えられる。

【参考文献】

- (1) 田島美穂（編）（2017）『平成29年告示幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領<原本>』チャイルド本社
- (2) 保育士養成研究所・第三者評価について、資料6 幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する際の担当者及びシラバス作成について（平成30年度保育士養成研究所第3回研修会資料）一般財団法人全国保育士養成協議会ホームページ
http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/30-3s6.pdf
2020年8月13日閲覧
- (3) 保育士養成研究所・第三者評価について、資料2 保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について（平成30年度保育士養成研究所第2回研修会資料）一般財団法人全国保育士養成協議会ホームページ
http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/30-2s2.pdf
2020年8月13日閲覧

【引用文献】

- 1) 山岸徳平（編）（1980）『国語辞典修訂版』清水書院, p.729.
- 2) 森上史朗・柏女霊峰（編）（2016）『保育用語辞典〔第8版〕』ミネルヴァ書房, p.1.
- 3) 民秋言・千葉武夫他（編）（2015）『新保育ライブラリ 保育の内容・方法を知る 保育内容総論〔新版〕』北大路書房, p.58.
- 4) 前掲1). p.601.
- 5) 前掲2). p.51.
- 6) 谷田貝公昭監修・林邦雄責任編集（2006）『保育用語辞典』一藝社, p.342.
- 7) 柴崎正行（2015）『改定版 保育内容の基礎と演習』わかば社, p.17.
- 8) 前掲2). p.59.
- 9) 柴崎正行（編）（2009）『教育・保育ネオシリーズ2 保育原理—新しい保育の基礎（第3版）』同文書院, p.385.
- 10) 高杉自子・柴崎正行・戸田雅美（編）（2001）『新・保育講座⑩保育内容「言葉」』ミネルヴァ書房, pp.10-11.
- 11) 前掲2). p.63.
- 12) 成田朋子（編）（2018）『新・保育実践を支える言葉』福村出版, pp.11-12.
- 13) 前掲7). p.29.
- 14) 同上, pp.29-30.
- 15) 前掲12). pp.13-15.
- 16) 見坊豪紀他（編）（1993）『三省堂国語辞典第四版』株式会社三省堂, p.385.
- 17) 同上, p.346.
- 18) 前掲12). p.16.
- 19) 同上, p.18.
- 20) 同上, p.19.
- 21) 大宮勇雄（2017）「指針・要領改定論議は、保育をどこに導くのか—その批判的検討と私たちのめざす保育—」月刊『保育情報』No.485. APR. 全国保育団体連絡会, pp.8-9.
- 22) 文部科学省（2011）『第2章子どもたちの教育の一層の充実：第1節新学習指導要領が目指す教育の実現』平成23年度文部科学白書, p.10.
- 23) 中西新太郎（2017）「社会はどう変えられようとしているのか—対抗する視点をさぐる『安倍政権の教育政策は子どもたちをどこへ連れてゆくか』」月刊『保育情報』No.489. AUG. 全国保育団体連絡会, p.5.

- 24) 前掲21). pp.9-10.
- 25) 無籐隆・汐見稔幸・砂上史子（2017）『ここがポイント！ 3法令ガイドブッケー新しい『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の理解の為に―』株式会社フレーベル館, p.53.
- 26) 前掲7). p.19
- 27) 社会保障審議会児童部会保育専門委員会（2016年12月21日）「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」『1. 保育所保育指針の改定の方向性・（1）乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実・保育の内容の記載の在り方』（月刊「保育情報」No.483.FEB.2017, 全国保育団体連絡会, p.53.)
- 28) 一般社団法人全国保育士養成協議会資料（2018）『幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する際の担当者及びシラバス作成について』（平成30年5月18日), pp.1-2.
- 29) 教育課程コアカリキュラム 平成29年11月17日教育課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会,文部科学省, pp.2-4.
- 30) 一般社団法人保育教諭養成課程研究会（2017）『平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究―幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質の保証を考える―』, 一般社団法人保育教諭養成課程研究会, p.3.
- 31) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2010）「『指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について』の一部改正について」
- 32) 厚生労働省子ども家庭局保育課（2018）『保育分野の現状と取組について・教科目の教授内容』平成30年度全国保育士養成セミナー行政説明資料, 平成30年9月14日, p.183.
- 33) 塩美佐枝（編）（2013）『保育・教育ネオシリーズ〔4〕保育内容総論』同文書院, p.16.
- 34) 児嶋雅典他（2017）『保育・教育ネオシリーズ〔4〕保育内容総論』同文書院, p.19.
- 35) 同上, p.18.
- 36) 同上, pp.17-18.

注1) 保育要領-幼児教育の手引き-, 一まえがき 昭和22年度（試案）

文部省ホームページ

<https://www.nier.go.jp/guideline/s22k/chap1.htm>

2020年11月1日閲覧

注2) 平成30年度実施の保育所保育指針改定の趣旨に沿って教科目とその目標及び教授内容等を検討し、平成29年12月4日にその検討結果を報告し、これを受けて、平成30年4月27日付で関係告示、省令、通知が改正された。（平成30年4月27日付け子発0427第3号子ども家庭局長通知により一部改正後の『指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について』）